

平成27年5月18日

京丹後市長 中山 泰 様

京丹後市情報公開・個人情報保護審査会

会長 小西 清 茂

京丹後市情報公開条例第19条第1項の規定に基づく諮問について(答申)

平成26年12月17日付け6総務第2992号により諮問された平成26年度諮問第1号について、審査した結果、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結果

本件異議申立の対象とされた公文書を公開しないこととした京丹後市長の決定は妥当と判断されるので、決定を維持するべきである。

2 異議申立及び不服審査の経緯

- (1) 平成26年5月20日付けにて、異議申立人〇〇〇〇氏（以下「異議申立人」という。）は、京丹後市長（以下「実施機関」という。）に対し、京丹後市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項に基づいて、公文書の公開請求をなし、実施機関が平成26年7月18日、同年10月9日及び同年12月10日付け（6総務第612号）各公開決定、部分公開決定及び不存在決定を行ったことについて、平成26年8月18日付け（平成26年11月22日及び平成26年12月16日付け回答を含む）で異議申立をなした。
- (2) 平成27年1月8日付けにて、実施機関は理由説明書を提出した。
- (3) 平成27年1月21日付けにて、異議申立人は理由説明書に対する意見書を提出した。

3 審査会の判断

(1) 当審査会は、平成27年1月26日委員7名出席、同年2月16日委員5名出席（2名欠席）の上で慎重に審査の結果、上記結論に達した。

(2) 上記異議申立に係る公文書は以下である。

ア 平成25年11月13日 Xバンドレーダーに関する会議

イ 平成25年11月20日 Xバンドレーダーに関する会議

ウ 平成26年1月31日 Xバンドレーダーに関する会議

エ 平成26年2月6日 Xバンドレーダーに関する会議

オ 平成26年5月8日 Xバンドレーダーに関する会議

カ 平成25年11月22日 Xバンドレーダー関連道路連絡調整会議

(3) 上記ア、イ、オについては、関係する公文書は存在しないとのことであり、審査会として、公文書の存在は確認できなかった。

(4) 上記ウ、エについては、実施機関は、異議申立当初はその存在を否定していたが、後日保管の事実が明らかになったとして、平成26年12月10日付けにて公開した。審査会として、これ以上の存在は確認できなかったが、このことは同種公文書が存在するとの疑念を抱かせざるを得ない懸念があり、今後この点は実施機関において十分かつ適切な情報管理をなされるべきである。

(5) 上記カについては、当審査会での検討において、必ずしも全員一致には至らなかったが、この文書は必ずしも正式な議事録としては存在せず、関係機関の担当者が作成したメモにすぎず、この文書を公開することにより今後の政策立案、予算化等を鑑みるならば、実施機関相互の信頼関係が著しく損なわれるおそれも大であると認められることから、部分公開を妥当と判断するに至ったものである。

ただし、少数意見としては、「情報公開制度の趣旨から、公開の上、市民の判断に委ねることが妥当」とする委員もあり、今後は十分に配慮されることを希望する。

4 審査の経過

本件諮問に係る審査の経過は、別紙のとおりである。

別紙

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年12月18日	諮問書の受理
平成26年12月19日	諮問庁へ理由説明書の提出依頼
平成27年 1月 8日	諮問庁から理由説明書の受理
平成27年 1月 9日	異議申立人へ理由説明書の送付及び意見書の提出通知
平成27年 1月 9日	口頭意見陳述の希望を異議申立人に照会
平成27年 1月21日	異議申立人から意見書受理
平成27年 1月26日	審議(第1回)
平成27年 2月16日	審議(第2回) 答申の検討
平成27年 5月18日	答申